

和歌山県経営支援資金新型コロナウイルス感染症対応枠に係る信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により和歌山県中小企業融資制度を利用した中小企業の資金繰りの円滑化と返済負担の軽減を図るため、予算の範囲内で和歌山県経営支援資金新型コロナウイルス感染症対応枠に係る信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び和歌山県中小企業融資制度要綱（平成17年4月1日制定。以下「融資要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 融資要綱別表第2に掲げる経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠（令和4年4月1日改正前の融資要綱別表第2に掲げる「新型コロナウイルス感染症対応枠」をいう。）に限る。以下「資金」という。）の融資を受けた者であって、償還方法、据置期間その他の融資条件（融資期間の変更であって、変更後の融資期間が借入当初から10年を超えるものを除く。）の変更に伴い、和歌山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）による保証について保証条件の変更（以下「条件変更」という。）を行ったものであること。
- (2) 条件変更の申込について、保証協会による受付が令和5年4月1日以後になされていること。
- (3) 条件変更に伴い取扱金融機関が行う変更の手続が令和6年3月31日までに完了していること。
- (4) 補助金の交付決定までに保証協会が当該資金に係る代位弁済を行っていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金交付の対象となる経費は、条件変更を行ったことに伴い、補助対象者が保証協会に追加的に支払う信用保証料とする。

2 補助金の額は、前項の信用保証料の額とする。

(交付申請及び実績報告)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、同条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請に係る事項等及び委任状（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定による補助金等交付申請書の提出により当該実績報告があったものとみなす。

(交付の条件)

第5 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、第7の規定に基づく補助金の返還が生じた場合、補助対象者が当該返還に係る全ての権限を保証協会に委任することとする。

(交付決定及び額の確定)

第6 補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定によるこの補助金の

交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

2 補助対象者がこの補助金の交付を受けようとする場合における規則第 16 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 14 条」とあるのは「第 7 条」とする。

(信用保証料の返戻に伴う補助金の返還)

第 7 補助対象者が、補助金の対象となった信用保証料の全部又は一部について保証協会からの返戻を受ける場合は、補助対象者は、その旨を知事に直ちに報告するとともに、その指示に従い、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

(調査)

第 8 知事は、必要と認めるときは、取扱金融機関、保証協会その他関係者に対し、補助金の対象となった融資及び保証に関する情報の提供を求めるものとする。

(雑則)

第 9 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。